多様なネットワークで、一人ひとりが包摂される青森県にしたい

食品の寄付を通じて、たすけあいのネットワークを作りましょう

食品を

いただいた食品を食べた時 家族が笑顔になりました。

生活困窮者

子ども

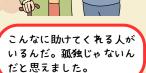
篠県社会福祉協議会

食品を



福祉サービス利用者 子育て家庭





・組織

市町村社会福祉協議会

しあわせネットワーク参加法力

食品を する

みんなの居場所

こども食堂

支援団体

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会 社会貢献活動推進室

〒030-0822 青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ2階

TEL: 017-723-1391 FAX: 017-723-1394 E-mail:shiawase@aosyakyo.or.jp

https://aobank.aosyakyo.or.jp/



あおもリフードバンクを応援したい人へ...

食品を寄付する①

適切に管理された未使用品で、 消費期限1ヶ月以上のものを無料で受け入れます

まだ食べることができる食品を寄付していただくことで、食品を必要とする人たちに届けることができます。あおもりフードバンクへの寄付は、税制上の損金処理が可能です。

1 寄付のお申込み

寄付したい場合には、青森県社協にご連絡ください。

「食品等の提供申出書」に必要事項を記載し、提出していただきます。 ご相談しながら、お届け先をマッチングします。

あおもりフードバンクへの寄付を前提にフードドライブ活動を行う場合にも、 事前にご連絡いただきますようお願いします。



2 食品の受け渡し

寄付される食品等は、青森県社会福祉協議会又は中間支援組織等への持ち込み または郵送をお願いします。

3 食品の分配・お届け

皆さんの意向に沿って食品等を分配し、食品を必要とする方々へお届けします。

食品を寄付する②

各地のフードドライブを活用することで、申込 不要で食品を寄付いただくことができます。

フードドライブとは「家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等に寄付する活動」を言います。



青森県内のフードドライブ

- ・青森県民生活協同組合の全店舗 生活協同組合コープあおもりの全店舗
- ・一般社団法人みらいねっと弘前
- ・ファミリーマートの店舗(一部) 青森県社会福祉協議会の事務室前

あなたの応援は、このように役立てられています



こども食堂

こども食堂や学習支援、 サロン活動など、青森県内 で取り組む「みんなの居場 所」の活動を通じて、食品 等をお届けしています。



生活困窮者支援

その日の食事もないご家 庭に、青森しあわせネット ワークや市町村社協での相 談支援でお届けしています。



食品配布活動

こども宅食おすそわけ便 や、子育て家庭への食品配 布活動を通じて、食品等を お届けしています。

お金で支援する

現金、銀行振込、クレジットカード払いなどに対応し、1回限りや毎月、毎年など、 支援のカタチが選べます。

フードバンク活動は、ご寄付いただいた食品を仕分けしたり、必要な人に配送するなど食品の寄付だけでは運営が難しいのが現実です。 あおもりフードバンクへの寄付は、税制上の優遇措置があります。 電話でのお問合せのほか、ホームページから直接ご寄付いただけます。



- ・毎月1,000円のご支援で、5人家族の1回の食事が支援できます。
- ・毎月5,000円のご支援で、支援を必要とするご家庭5ヶ所に支援できます。

協働で支援する

ボランティアとして活動に参加したり、 寄付付自動販売機を設置するなど、 支援のカタチはいろいろあります。

フードバンク活動の梱包や仕分け、配送など、協力できる活動をぜひお知らせ ください。

寄付型自動販売機「子ども食堂応援自動販売機」の設置を進めています。 設置にご協力いただける方は、ぜひお知らせください。

あおもりフードバンクを利用したい人へ…

あおもりフードバンクの食品の配布は、身近な地域で支援活動を行う さまざまな支援組織を通じて行います。

青森県社会福祉協議会は、支援を必要とする人に、直接食品等を配布 することは行わないことを原則としています。

支援活動を行う団体や組織は、青森県内に約300団体あります。 身近な地域の支援組織に直接ご相談ください。

- ・ 青森県内の市町村社会福祉協議会
- 「青森しあわせネットワーク」に参画する社会福祉法人
- ・青森県社会福祉協議会の「みんなの居場所」に登録している団体
- ・その他「中間支援組織」として登録された方々
- ※各団体によって支援する方々の条件がある場合があります。

あおもりフードバンクを通じて支援の活動を行いたい人へ

あおもりフードバンクの食品を活用して支援活動を行うには、青森県 社会福祉協議会に事前に登録していただくことが必要です。

登録いただくには、青森県内の市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、その他の団体や個人で、各種コンプライアンスを遵守いただいたうえで、次の事項をお約束いただきます。

そのうえで、申出書に必要事項をご記入の上、青森県社協まで提出を お願いします。

- ①受け取った食品等を、他に譲渡又は売買したり、有償で交換しないこと
- ②受け取った食品等を、定められた方法で管理して適切に取り扱いし、消費期限内に使用すること
- ③食品等の配布の活動を非営利活動として行う者で、自らの活動の営業、宣伝に利用しない者
- ④食品等の提供者の希望に基づき、食品等を必要とする者に支援できる者
- ⑤個人のプライバシーの保持に十分に配慮するとともに、活動にあたり問合せ窓口を設置して明記し、 事故等の対応や必要な情報公開、原因の究明や拡大防止策を講じることができる者
- ⑥事業実施に必要とする県社協からの報告や指示に応じることができる者









